

適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

令和3年6月30日

届出者 住所又は所在地 〒790-0874
松山市南持田町27番地1

電話番号 (089) 933-1513
商 号 ひめぎんリース株式会社
又は名称 代表取締役 平尾 秀一郎
氏 名
(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

- 1 届出書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

1 適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

(令和3年6月30日現在)

| 代表者 | | 業務の種別 | | 主たる営業所又は事務所 | | | ホームページアドレス | 他に行っている事業の種類 | 資本金の額又は出資の総額(円) |
|-------------------------|-------|-------|----|-------------|-------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| (ふりがな) 氏名 | 役職 | 私募 | 運用 | 名称 | 所在地 | 電話番号 | | | |
| (ひらお しゅういちろう) 平尾 秀一郎 | 代表取締役 | ○ | ○ | 本社 | 松山市南持田町27番地 | 089 (933) 1513 | http://www.himegiri-lease.jp | リース業 | 30,000,000 |

(注意事項)

- 1 「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。
- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額(円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況

(令和4年 5月31日現在)

| 出資対象事業持分の名称 | 出資対象事業持分の種別 | 出資対象事業の内容 | | 業務の種別 | | 適格機関投資家の種別 | 適格機関投資家の数 | 適格機関投資家以外の出資者の有無 | 第233条の3各号に掲げる者の有無 | 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称 | 適格機関投資家の商号、名称又は氏名 |
|-----------------------------|--------------|------------|---------------------------------------|---------|-------|----------------------|-----------|------------------|-------------------|--------------------|----------------------------|
| | | (商品分類) | (内容) | 私募・運用の別 | 届出の種別 | | | | | | |
| えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合契約 | ベンチャー・ファンド | 農林漁業者の主導性を確保する6次産業化事業体に限定 | 私募・運用 | 63条 | 金融機関等(1) 事業法人等(1) | 2 | 有 | 無 | EY新日本有限責任監査法人 | 株式会社愛媛銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構 |
| えひめアグリファンド投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合契約 | ベンチャー・ファンド | 四国地区(特に愛媛県内)の農業法人に限定 | 私募・運用 | 63条 | 金融機関等(1) | 1 | 有 | 無 | EY新日本有限責任監査法人 | 株式会社愛媛銀行 |
| えひめ地域活性化投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合契約 | ベンチャー・ファンド | 愛媛県を中心地域活性化に寄与する創業・第二創業及び成長性の高い未上場企業等 | 私募・運用 | 63条 | 金融機関等(2) | 2 | 有 | 無 | PwC京都監査法人 | 株式会社愛媛銀行、株式会社ゆうちょ銀行 |
| えひめ一次産業応援投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合契約 | ベンチャー・ファンド | 愛媛県内を中心とした地域の有望な第一次産業に関わる企業等 | 私募・運用 | 63条 | 金融機関等(1) | 1 | 有 | 無 | EY新日本有限責任監査法人 | 株式会社愛媛銀行 |
| せとうちSDGs投資事業有限責任組合 | 投資事業有限責任組合契約 | ベンチャー・ファンド | 瀬戸内地域においてSDGsの実現に資する事業を行う企業 | 私募・運用 | 63条 | 金融機関等(1) | 1 | 有 | 無 | 公認会計士加藤事務所 | 株式会社愛媛銀行 |

| 出資対象事業持分の名称 | 出資対象事業持分の種別 (商品分類) | 出資対象事業の内容 (内容) | 業務の種別 | | 適格機関投資家の種別 | 適格機関投資家の数 | 適格機関投資家以外の投資者の有無 | 第233条の3各号に掲げる者の有無 | 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称 | 適格機関投資家の商号、名称又は氏名 |
|-------------|-----------------------|-------------------|---------|-------|------------|-----------|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | | | 私募・運用の別 | 届出の種別 | | | | | | |

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第1項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第1項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に關し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「国外法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）（以下6において「定義府令」という。）第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者（第23号イに掲げる者にあっては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「国外法人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イ

| 出資対象事業持分の名称 | 出資対象事業持分の種別 | 出資対象事業の内容 (商品分類) (内容) | 業務の種別 | | 適格機関投資家の種別 | 適格機関投資家の数 | 適格機関投資家以外の出資者の有無 | 第233条の3各号に掲げる者の有無 | 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称 | 適格機関投資家の商号、名称又は氏名 |
|-------------|-------------|--------------------------|---------|-------|------------|-----------|------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | | | 私募・運用の別 | 届出の種別 | | | | | | |

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。
- 10 「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる全ての適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする全ての適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載すること。

(別添3: 役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名 ひめぎんリース株式会社

1 役員及び政令で定める使用人の状況

(令和5年7月28日現在)

| (ふりがな) 氏名又は名称 | 役職 | 政令で定める使用人の種別 |
|------------------|---------------------|------------------------------------------|
| 平尾 秀一郎 | 代表取締役 | 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者 |
| 三宅 和彥 | 取締役 | 非常勤 |
| 松本 学 | 取締役 | 非常勤 |
| 永井 博英 | 監査役 | 非常勤 |
| 高橋 康英 | 監査役 | 非常勤 |
| 武田 普典 | 部長(投資運用担当 兼法務担当) | 運用を行う部門を統括し、法令等遵守業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 |
| 松野 稔彦 | 総務部長 | 法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者 |

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「3 国内における代表者又は国内における代理人の状況」欄に記載すること。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|--------------|--------------|
| 本社 | 松山市南持田町27番地1 | 089(933)1513 |

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

3 国内における代表者又は国内における代理人の状況

| (ふりがな) 氏名、商号又 は名称 | 所在地又は住所 | 電話番号 |
|-------------------------|---------|------|
| 該当なし | | |

(注意事項)

- 1 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。